

会津若松市住宅用太陽光発電システム等設置補助金 交付申請書類作成の手引き

補助金交付申請にあたっての注意事項

- ☐ 補助金交付申請書及び添付書類等の名義はすべて同一であること。
- ☐ 押印が必要な書類には、すべて同一の印鑑（申請者本人のもの）を押印してください。また、交付決定後に提出いただく補助金交付請求書にも同じ印鑑を使用してください。
 なお、補助金交付申請書、手続代行届、住宅等所有者の承諾書、納税証明書不添付理由書及び交付決定後に提出いただく補助金請求書については、提出時に申請者の身分証（顔写真付きのもの）及び代理権の確認ができる書類を提示いただければ、押印は不要です。
- ☐ 印鑑は認印でも可としますが、シャチハタは不可です。
- ☐ 申請書類は環境共生課に必ず持参してください（郵送での受付不可）。
- ☐ 申請書類は消えないペンで記入し、修正ペン・修正テープは使用しないでください。
- ☐ 申請書類に不備・不足がある場合、書類の受付はできません。
- ☐ 公的書類（住民票、市税納税証明書、登記簿謄本）の有効期限は、発行から3ヶ月以内とします。
- ☐ 下記の交付申請書類のうち、○印の書類は申請者全員提出、●印の書類は該当者のみの提出となります。
- ☐ 交付申請書類等の作成にあたり、ご不明な点等がありましたら、環境共生課（0242-23-4700（直通））までお問い合わせください。

○補助金交付申請書（第1号様式）

【日付】

- ☐ 日付は、受付時に記入していただきますので、空欄のままとしてください。

【申請者の住所】

- ☐ 申請者の住所は、住民票のとおりに入力してください。

【設置住所】

- ☐ 設置住所は、対象システムを設置した住所を記載してください。

【住所が異なる場合】 ☐ <u>申請者の住所</u>、<u>住民票記載の住所</u>、<u>設置住所</u>は同一であること。 ☐ 上記のうち、異なるものがある場合は、交付要綱第6条第1項第13号に基づき、これらが同一であることを証明する書類の提出が必要となります。
【申請者と設置住宅等の所有者が異なる場合】 ☐ <u>申請者と設置住宅等の所有者</u>が異なる場合は、住宅等の所有者の「承諾書」の提出が必要となります。 ☐ 「承諾書」の参考様式は、市ウェブサイトからダウンロードできます。
【設置住宅等に共有者がいる場合】 ☐ 設置住宅等に共有者がいる場合は、<u>設置住宅等の共有者名</u>および<u>続柄</u>を記入するとともに、住宅等の所有者の「承諾書」の提出が必要となります。なお、共有者については、登記簿謄本の写しにより確認します。 ☐ 「承諾書」の参考様式は、市ウェブサイトからダウンロードできます。
【補助対象システムの種類】 ☐ 補助申請をする対象システムに☐を記入してください。
【補助金の申請金額】 ☐ <u>補助金の申請金額</u>は、受付時に記入していただきますので、空欄のままとしてください。
【領収書の領収日】 ☐ <u>領収書の領収日</u>は、「領収書」に記載された「領収日」のとおり記入してください。
【太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値、蓄電容量】 ☐ 受付時に記入していただきますので、空欄のままとしてください。
【メーカー名、パッケージ番号】 ☐ <u>メーカー名</u>、<u>型番・型式等</u>は、住宅用蓄電池システム等の出荷証明書又は保証書のとおり記入してください。 ☐ （住宅用蓄電池システム）国の補助事業の補助対象設備として、一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されていることが条件です。 ☐ （電気自動車用充電設備）国の補助事業の補助対象設備にV2H充放電設備として、一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されていることが条件です。
【補助金交付の有無】 ☐ これまでに本補助金の交付を受けたことがある場合には、交付年度と交付対象となった太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値を記入してください。
【対象システムの設置を確認できるカラー写真】 ☐ 下記について、第1号様式別紙に貼付し提出してください。 ① 太陽電池モジュールの設置写真

- ・ 住居の建物全体写真
(太陽電池モジュール設置が確認できるもの)
 - ・ 太陽電池モジュールの設置状態を示す写真
(設置された太陽電池モジュール全ての枚数が確認できるもの)
 - ② 住宅用蓄電池システム又はV2Hの設置状態を示す写真
- ☐ 増設の場合は、増設した太陽電池パネルの位置が分かる写真を提出してください。

○添付書類（１）

収入印紙が貼り付けられた工事請負契約書の写しまたは売買契約書の写し

- ☐ 収入印紙が貼りつけられているものの写しを提出してください。
- ☐ 契約者と申請者が同一であること。
- ☐ 工事請負契約書等に記載された設置場所が他の書類に記載された設置場所・住所等が同一であること。
- ☐ 上記のうち、異なるものがある場合は、交付要綱第６条第１項第１３号に基づき、これらが同一であることを証明する書類の提出が必要となります。

○添付書類（２）

申請者本人の住民票（発行日が申請日より３ヶ月以内のもの。）

※申請者が子育て世帯の場合は、子どもの住民票も添付すること。

- ☐ 市民課窓口などで手続きいただき、原本を提出してください。
- ☐ 有効期限は、発行日が申請日より３ヶ月以内のものとなります。
- ☐ 住民票記載の住所が他の書類に記載された設置場所・住所等と同一であること。
- ☐ 上記のうち、異なるものがある場合は、交付要綱第６条第１項第１３号に基づき、これらが同一であることを証明する書類の提出が必要となります。

○添付書類（３）

電力会社との関係書類

- ☐ 下記のいずれかを提出してください。
- ① 固定価格買取制度に基づく余剰売電の場合は、電力会社との電力受給契約確認書の写し
 - ② 固定価格買取制度以外に基づく余剰売電の場合は、電力会社との受給契約を結んだことが分かる書類の写し
 - ③ 自家消費の場合は、系統連系承諾書

○添付書類（４）

住宅の所在を示す地図及び設置場所の付近見取り図

- ☐ ○印で囲むなどして、住宅の所在地や設置場所が分かる地図を提出してください。

○添付書類（５）

各対象システムの設置に係る領収書及び内訳書の写し（申請者個人が、補助対象経費を支払っていることが確認でき、経費の対象となる項目が分かるもの。）

- ☐ 申請者宛の領収書であり、領収書の但し書きに、工事名等の記載があることが必要です。
- ☐ 補助対象経費を支払っていることを確認するため、支払金額の「内訳書」も提出してください。
- ☐ 「内訳書」を新たに作成する場合、任意の様式でもかまいませんが、領収書の額面と一致するように作成してください。なお、参考の様式は、市ウェブサイトからもダウンロードできます。

○添付書類（６）

住宅用太陽光発電システムの公称最大出力の合計値が確認できる書類の写し

- ☐ メーカー発行の「出力対比表」、又は、電力会社へ提出した「単線結線図」の写しを提出してください。
- ☐ 上記書類の提出が困難な場合は、事前に環境共生課までお問い合わせください。

●添付書類（７）

住宅等の所有者の承諾書（申請者と対象システムが設置された住宅等の使用者が所有者と異なる場合又は共有の場合に限る。）

- ☐ 住宅等の所有者や共有者については、登記簿謄本の写しにより確認します。
- ☐ 下記のいずれかに該当する場合、提出が必要となります。
 - ① 申請者と対象システムを設置した住宅等の所有者が異なる場合
 - ② 申請者が対象システムを設置した住宅等を他の者と共有している場合
- ☐ 所有者又は共有者が複数人存在している場合、全員の承諾を得た「承諾書」の提出が必要となります。

☐ 「承諾書」の参考様式は、市ウェブサイトからダウンロードできます。
☐ 「承諾書」の日付は、申請日以前のものであることが必要です（ただし、申請日より3ヶ月以内であること）。

○添付書類（8） 申請する年度を含む過去3年分の市税の納税証明書（申請者本人のもの（共有分を含む。）であり、発行日が申請日より3月以内のもの。）
☐ 市民課窓口などで手続きいただき、原本を提出してください。
☐ 有効期限は、発行日が申請日より3ヶ月以内のものとなります。
☐ 必ず申請を行う年度が含まれる納税証明書を取得してください。 （例：令和7年度申請の場合 ⇒ 令和5、6、7年度の納税証明書） ※新しい年度の納税証明書は5月1日から取得可能になります。 （例：令和7年度の納税証明書 ⇒ 令和7年5月1日から取得可能）
☐ 申請者が他の者と共有している固定資産がある場合、共有分の納税証明書の提出も必要です。
☐ 申請日時点で市税を完納していることが条件です（申請日時点で納期未到来分は除く）。
☐ 市税の未納がある場合には、申請書の受付はできません。
☐ 最近、会津若松市に転入したなどの理由により、過去3年分の市税の納税証明書の提出ができない場合、「納税証明書不添付理由書」の提出が必要となります。 ☐ 「納税証明書不添付理由書」の様式は、市ウェブサイトからダウンロードできます。
☐ 住居表示実施地区などにより、登記簿謄本の地番と他の書類に記載された設置場所・住所等が異なる場合には、交付要綱第6条第1項第13号に基づき、これらが同一であることを証明する書類の提出が必要となります。

○添付書類（9） 対象システムが設置された住宅等の登記簿謄本の写し（発行日が申請日より3月以内のもの。）
☐ 法務局などで手続きいただき、建物・土地の登記簿謄本（全部事項証明書）の写しを提出してください。
☐ 有効期限は、発行日が申請日より3ヶ月以内のものとなります。
☐ インターネット閲覧サービスで取得したものではないこと。

【建物の登記簿謄本の写し】

- ☐ 「電力受給契約確認書」に記載された「受給地点」の地番が、建物の登記簿謄本に記載された「所在」に含まれていること。

【土地の登記簿謄本の写し】

- ☐ 「電力受給契約確認書」に記載された「受給地点」の地番が、土地の登記簿謄本に記載された「所在」及び「地番」に含まれていること。
- ☐ 「受給地点」が複数地点である場合には、該当するすべての土地の登記簿謄本の写しを提出すること。

- ☐ 住居表示実施地区などにより、登記簿謄本の地番と他の書類に記載された設置場所・住所等が異なる場合には、交付要綱第6条第1項第13号に基づき、これらが同一であることを証明する書類の提出が必要となります。

●添付書類（10）

住宅用蓄電池システム等の設置に係る領収書及び内訳書の写し（第5号に掲げる書類と同一のものである場合には、不要とする。）

- ☐ 住宅用太陽光発電システムの設置に係る支払とは別に、住宅用蓄電池システム又は電気自動車用充電設備の設置に係る支払を行ったことなどにより、領収書が別となる場合に提出が必要となります。
- ☐ 申請者宛の領収書であり、領収書の但し書きに、工事名等の記載があることが必要です。
- ☐ 補助対象経費を支払っていることを確認するため、支払金額の「内訳書」も提出してください。
- ☐ 「内訳書」を新たに作成する場合、任意の様式でもかまいませんが、領収書の額面と一致するように作成してください。なお、参考の様式は、市ウェブサイトからもダウンロードできます。

○添付書類（11）

住宅用蓄電池システム等の出荷証明書又は保証書の写し（メーカー名、型番、製造番号等が確認できるもの。）

- ☐ メーカーが発行したメーカー名、型番・型式等が確認できる書類を提出してください。

【住宅用蓄電池システムの場合】

- ☐ 国の補助事業の補助対象設備として、一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されていることが条件です。

【電気自動車用充電設備の場合】

- ☐ 国の補助事業の補助対象設備にV 2 H充放電設備として、一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されていることが条件です。

●添付書類（12）

前各号に掲げる書類に、所在地の表記が異なるものが含まれる場合にあっては、その同一を確認できる書類

- ☐ 対象システムを住居表示実施区域内に設置した場合、所在地の同一を確認できる書類（下記）の提出が必要となる場合があります。
- ・ 住居番号付番通知書（住居番号付番届を提出すると交付されます）
 - ・ 住居番号付番証明書（市民課窓口で交付）
 - ・ 住居表示を実施していない地区は対象外

●補助金交付申請等手続代行届（第5号様式）

- ☐ 申請者が第三者（施工業者等）に交付申請等の手続を代行させる場合、補助金交付申請書（第1号様式）と併せ提出してください。
- ☐ 手続代行届が提出された場合、環境共生課からの諸連絡は担当者欄に記載された方に行います（ただし、交付決定通知は申請者に対してのみ送付）。

【日付】

- ☐ 日付は、受付時に記入していただきますので、空欄のままとしてください。

【申請者の住所】

- ☐ 申請者の住所は、住民票のとおりに入力してください（交付申請書と同じ）。

【所在地、会社名、代表者名】

- ☐ 手続代行を行う事業者等の本社所在地、会社名、代表者名を記入してください。

【事務担当】

- ☐ 実際に手続を代行する方が所属する営業所等の名称、所在地、手続を代行する担当者名、連絡先（電話）、連絡先（メール）を記入してください。

【手続代行者印】

- ☐ 手続代行者印の法人印は、実印（丸印）、認印（角印）どちらでもかまいません。

○債権者登録申請書

- ☐ 補助金を交付する口座を登録していただきますので、記入例に従い、必要事項を記入してください。
- ☐ 必ず申請者名義の口座を登録してください。
- ☐ 口座番号を確認するため、通帳の写し（支店名、口座番号が分かるもの）も併せ提出してください。

○納税証明書不添付理由書

- ☐ 最近、会津若松市に転入したなどの理由により、過去３年分の市税の納税証明書の提出ができない場合、「納税証明書不添付理由書」の提出が必要となります。
- ☐ 「納税証明書不添付理由書」の様式は、市ウェブサイトからダウンロードできます。